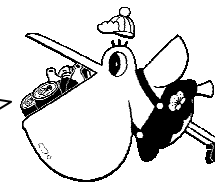


生ごみ処理機器の購入には補助制度があります！



水戸市では、家庭から出る生ごみ等の減量を図るため、生ごみ処理機器を購入し、設置した方に対して、予算の範囲内において、水戸市生ごみ処理機器購入費補助金を交付しています。

	○生ごみ処理機	○生ごみ処理容器
対象機器	電気式生ごみ処理機 ディスポーザ (生ごみを固液分離装置により、固形物と水分に分けて処理する固液分離乾燥方式に限る。) ※ ディスポーザは設置できない場合もあるので、購入前に市に相談してください。	コンポスト容器 EM 容器
対象者	○市内に住所を有し、かつ、居住している方（事業所などの法人を除く。） ○市税を滞納していない方	
要件	○自己の居住用住宅（市内に存するものに限る。）又はその敷地に設置するものであること。 ○小売業者から購入（中古の生ごみ処理機器の購入を除く。）をするものであること。 ○他の補助制度による補助を受けて購入し、又は設置するものでないこと。	
申し込み先	ごみ対策課、赤塚出張所、常澄出張所、内原出張所	
補助金額	購入費用（消費税を除く。）の2分の1（10円単位切捨て）	
	1基につき2万円限度（5年以内1世帯1基まで）	1器につき3,000円限度（5年以内1世帯2器まで）
手続きに必要なもの	○印鑑（ゴム製印は不可） ○預金通帳の写しなど預金口座番号のわかるもの	
	○購入の機種名（メーカー名、型番など）を記載した 領収書 （領収書は返却できませんので御了承ください。） ※ 「電気式生ごみ処理機〇〇製〇〇-〇〇（メーカー名及び型番）」と具体的に記入してもらってください。 ※ ディスポーザについては、販売証明など、種類、性能及び金額を確認することができる書類が必要。	○購入の 領収書 （領収書は返却できませんので御了承ください。） ※ 「コンポスト容器 2 器」と具体的に記入してもらってください。

問合せ…ごみ対策課 電話/029-232-9114（直通）